令和８年 10 月 19 日
総務常任委員会資料
企画部行政経営課

開庁時間及び電話受付時間の見直し（案）について

１　背景と目的

本市では、開庁時間・電話受付時間と職員の勤務時間が同じため、窓口の準備や片付けで開庁前・閉庁後に恒常的な時間外勤務が発生している状況です。また、開庁時間中に部署内での打合せや申送り、事務処理等の時間を十分に確保できない状況が続いており、職員間の情報共有やサービス品質の向上のための検討の機会、集中的に事務処理を行い業務の効率化を図るための時間の確保が課題となっていました。

このため、オンライン申請やコンビニでの証明書発行など、対面の手続きによらないサービスの普及状況や市民ニーズを踏まえたうえで、開庁時間及び電話受付時間の見直しを行い、適切な労務管理及び時間外勤務の削減を図るとともに、これまで開庁時間中に実施できなかったミーティングや業務改善等の検討に必要な時間を確保することで、職員がより効率的かつ柔軟な働き方を実現し、質の高い行政サービスを市民へ提供することを目的とします。

２　対象施設

（１）本庁
本館、新館、議場棟、消防庁舎、北館（監査事務局のみ）、上下水道局庁舎（水道お客さまセンターを除く）

（２）各市民センター
加古川市民センター及び東加古川市民総合サービスプラザを除く８市民センター

３　開庁時間及び電話受付時間

（１）本庁
≪見直し前≫８時 30 分から 17 時 15 分　≪見直し後≫９時から 16 時 45 分

（２）各市民センター
≪見直し前≫８時 30 分から 17 時 15 分　≪見直し後≫８時 45 分から 17 時

※職員の勤務時間は原則変更なし。
※開庁時間外（本庁）の電話はガイダンスに切替予定

４　見直し時期

令和９年５月１０日（月）

５　周知方法

広報かこがわ、町内会回覧、市ＨＰ、各種市公式ＳＮＳ、プレスリリース、行政情報モニター、庁内掲示　等